

此職業別、産業別たるに限定せしめ又其の聯合体を
も認め法人格の取得に就ては任意とすること

(八) 組合の監督事項は必要なる最少限度に止むこと
とし強制解散の場合には司法裁判所の決定に依
らるること

三、労働協約に関する事項は労働の基本権として特に
重要なるを以て單行法として制定すべし

四、労働争議調停法は其の改正に付き特に次の諸点に
留意すべし

(イ) 労資並に第三者の代表者を以て構成する常設調
停機関を設くること

(ロ) 争議の事前調停に重点を置くこと

(ニ) 強制調停の適用範囲を擴大すること

(三) 調停手續の簡易迅速化を計ること(例へば當事
者委員及び中立委員を各一名と爲し得るか如し)

五、労働立法に関し次の諸点を併せ考慮すべし

(イ) 労働組合の健全なる發達を促進せしむる爲め勞
働行政に諸般の改革を加ふる要あるに當面先が勞
働行政に民間人を参加せしむること

(ロ) 労働組合今後の發達の情勢を考慮し陪審制に依
る労働審判所の設置並に産業會議の開設に付き準
備すること

更に、同委員會は労働協約法試案を發表して、大いに